

告示第310号

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗に係る変更の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成24年5月31日

尾道市長 平谷祐宏

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 尾道ショッピングデパート  
所在地 尾道市天満町17番23号

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

開店時刻	閉店時刻	備考
午前9時00分	午後11時00分	ただし、年間31日午前8時00分開店

(変更後)

開店時刻	閉店時刻	備考
午前7時00分	午後11時00分	ただし、年間31日全フロア午前8時00分開店 通年1階食品関連売場のみ午前7時00分開店

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場位置	駐車可能時間帯
平面駐車場	午前8時30分から午後11時30分まで (ただし、年間31日午前7時30分から)
立体駐車場	午前8時30分から午後11時30分まで (ただし、年間31日午前7時30分から)
屋上駐車場	午前8時30分から午後11時30分まで (ただし、年間31日午前7時30分から)

(変更後)

駐車場位置	駐車可能時間帯
平面駐車場	午前6時30分から午後11時30分まで
立体駐車場	午前8時30分から午後11時30分まで (ただし、年間31日午前7時30分から)
屋上駐車場	午前8時30分から午後11時30分まで (ただし、年間31日午前7時30分から)

3 大規模小売店舗の変更をする日

平成24年6月1日

4 変更する理由

イオングループ全体の節電への取組みの一環として、朝の涼しい時間帯の来店を促すことで、電力使用量がピークとなる日中の混雑を緩和し、店舗の温度上昇の抑制を図るため

5 届出年月日

平成24年5月25日

6 届出書等の縦覧場所

尾道市役所産業部商工課（尾道市久保一丁目15番1号）

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

(1) 期間

平成24年5月31日から平成24年10月1日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 時間帯

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

8 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

平成24年10月1日

(2) 提出先

尾道市産業部商工課